

令和 7 年 9 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(そ の 2)

9 月 市 議 会 定 例 会 に 報 告 す べ き 事 件

報告第27号 専決処分の報告について
 （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めること
 の専決処分）

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和7年9月22日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和7年4月21日に八戸市南郷大字市野沢字田ノ沢向の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第14号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年9月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 34,188円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。